

國學院大學學術情報リポジトリ

天平元年の班田と万葉集：律令官人の言説と制度

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 土佐, 秀里, Tosa, Hidesato メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000297

天平元年の班田と万葉集

— 律令官人の言説と制度 —

一、はじめに — 「天平元年」の万葉歌

万葉集歌には、作者が明らかかなものと明らかでないものが混在しており、また作歌年次が明らかかなものとそうでないものが混在している。名の明らかな作者の多くが、皇族も含む「律令官人」層に属していることについては改めて云々するまでもないだろう。そして律令官人たちは、おそらくは「公的意識」からなのであるうか、自らの歌を記録に残すに際し、その詠作年次についても明らかにしておこうとする風儀があったらしい。

土佐秀里

万葉集という書物が歌を年代順に配列するという歴史書構威をとっているのは、古事記・日本書紀の編纂と同じ目的や方向性をもった「律令的思考」の産物であることを示していると考えられるが、そのような編纂方針を可能にしている前提条件として、その原資料段階からすでに作歌年次を重視する発想があり、できるだけそれを記録しておこうとする方針があったというところを見落としてはならないだろう。

なぜ反復可能であるはずの「歌」を、特定の年月日に固定しようとするような発想が生じたのであろうか。¹⁾そしてそれが万葉時代の歌の記録方法として主流化し定着していったのはなぜ

なのだろうか。その答えはおそらく、万葉歌人すなわち律令官人たちが、歌というものを公的社会的なものと考えていたからであり、また、歌が具体的な出来事を契機として詠まれるものだと考えていたからなのである。その例としては、たとえば遷都に伴う荒都悲傷や新都讚美の歌を挙げることができる。行幸従駕歌や宮廷挽歌についても同様である。それらは特定の年月日に起きた特定の出来事に対応すべく詠まれたものだといえる。

卷九相聞に、「天平元年己巳冬十二月の歌」という題をもつ笠金村の作がある。これがただ個人的な恋愛の歌に過ぎないのであれば、事々しく「天平元年己巳冬十二月」という年月を記す意味はどこにあるのだろうか。律令官人である金村は、この歌に個人の感情を超えた社会的歴史的な意味をも詠み込もうとしていたと考える余地はないのだろうか。

本稿は、右の金村歌も併せて、天平元年という年に中級官人たちによって詠まれた歌々について論じるものである。この年は、時の政権の中心であった左大臣長屋王の失脚・自殺という出来事があり、また藤原光明子の立后という出来事もあった激動の一年であった。ところが万葉集中の天平元年の歌には、なぜか「班田」という出来事を詠み込んだものが多く見受けられ

るのである。しかもこれらの歌は、一見したところではいずれも私的個人的な感情を詠んだものばかりに思える。しかし、そうした表面的な印象だけで片付けずに、時代状況との関りから読み解いてみるならば、そこに律令官人ならではの状況認識を見出すことができるはずである。

律令官人はなぜ歌うのか。この根本的問題を考える一端として、本稿では「天平元年」の年紀をもつ、班田に関連する歌を組上に載せ、万葉歌人にとって天平元年班田とは何であったのかを問い、その精神的意味について論じることしたい。

二、奇妙な題詞が喚起するもの

先に触れた、金村の天平元年の歌とは次のようなものである。

天平元年己巳冬十二月の歌一首 并短歌

うつせみの 世の人なれば 大王の 御命恐み 磯城島の
日本の国の 石上 布留の里に 紐解かず 丸麻をすれば
吾が衣たる 服はなれぬ 見る毎に 恋はまされど 色に
出でば 人知りぬべみ 冬の夜の 明かしも得ぬを いも
宿ずに 吾はそ恋ふる 妹が直香に (9—一七八七)

反歌

ふる山ゆ直に見渡す京にそ 寐も宿ず恋ふる 遠からなく
に (二七八八)

吾妹子が結びてし紐を解かめやも 絶えば絶ゆとも 直に
相ふまでに (二七八九)

まず気になるのは当該題詞の異様さである。万葉集には、作者名のみとか、作歌事情のみとか、さまざまな形式の題詞を見ることができるとは、右の例のように詠作年月のみを記して作歌事情を全く述べないという形式はかなり珍しい。というより、他にはこの歌の直前に配列される「神龜五年戊辰秋八月の歌」という、同じ金村の作にしか類例は見られない。ということは、この異例の題詞は原資料「金村歌集」にすでに存在していた原題詞に由来するものであり、その書式が万葉集にそのまま保存されているのだと考えられる。

金村歌の題詞には、他にも、歌題と作者名とを別行に記載するという集中異例の書式が見られる。これらの顯著に特色ある書式例から推すと、金村もしくは金村歌集は、歌の「題」に対して独自の考え方をもっていたことが窺える。だとすると、作歌事情を記さないのは、これが単なる走り書きや覚え書きで

あったというような消極的偶発的な理由による書き落としではなく、積極的意図的な排除であったということになる。その意図とは、敢えて明示しないことで作歌事情を想像させるという表現効果を狙うことにはあったのではないか。

では、歌から想像される作歌事情とはどのようなものであろうか。まずこの歌は「妹が直香」「吾妹子」を「恋ふ」ことを歌っており、その点ではまことに相聞の部にふさわしい一首であるといえる。また「紐解かず」とか「服はなれぬ」や、反歌の「紐を解かめやも」といった語句からは、これが旅の歌の類型に属するものであることも窺える。従って「恋ひ」の情は、旅の孤独や不如意に由来するものであることがわかる。

しかし、そうなると奇妙な点が浮上してくる。その「旅」の目的地は「石上布留の里」だということであるから、平城京からは目と鼻の先の距離である。そのことは第一反歌にもはっきりと「ふる山ゆ直に見渡す京」と歌われている。つまり指呼の間にいながら何日も妻と会うことができずにいるという状況がこの歌にはうたわれているのである。これはかなり特殊な状況設定ではないだろうか。

そしてこの近距離の「旅」が公的な任務であったことが、「大王の御命恐み」の句から窺える。はたしてこの公務とは何であっ

たのだろうか。「磯城島の日本の国」というやや大仰な言い方も、どちらかといえば公的儀礼歌のものであり、私的な相聞らしくはない。つまり、この歌は相聞に分類されているが、私的情緒の所産というより、官人意識の所産というべき側面があることになる。ということは、「天平元年十二月」という年月にも私的個人的な事情というより、公的社会的な背景があると考えたほうがよさそうである。⁽³⁾では、天平元年十二月という時期には、どのような社会的出来事があったのだろうか。

『続日本紀』に閱するに、この年十二月には記事がないが、前月の十一月条には班田使任命の記事がある。十二月は、六年一度の班田事業が慌ただしく始動した時期であつたことがわかる。この班田使任命記事を当該歌に結びつけて考えることは、真淵『万葉考』に初めて言及されて以来、多くの注釈書に引き継がれ、通説を形成してきた。しかし諸注は、金村が班田使に任ぜられたかどうかという閏歴には関心を示すものの、当該歌の発想・表現がどう班田業務に結びつくかという点については、考察を深めてきたとはいえない。その一方で、通説に対する懷疑や批判も提出されてきており、いま改めてその当否を明らかにしておく必要があるだろう。

「神亀五年秋以後の金村の歌は、すべて乙麻呂との関係が考

えられる」という立場にたつ梶川信行氏は、天平元年、石上乙麻呂とともに越前にいたはずの金村が班田使に任命されることはありえず、「十一月に朝集使として越前から上京した折、ついでに上司の乙麻呂の私用で布留の里に立ち寄った」経験に基づく私的な歌であり、多分に虚構的な作だとするが、⁽⁴⁾仮説と憶測が立論の前提になっており、金村が越前に滞在していたとか、「私用」で石上を訪問したとの具体的な根拠が示されているわけではない。

また山田弘通氏は、布留の里一箇所での班田使の長期滞在はありえないと断言し、また石上の地には班田可能な水田は少ないとも断じ、歌の内容も「班田使の歌としては余りに業々し過る」と述べて、班田使説を明確に否定する。そして山田氏は、当該歌は「狂信者共の集会が暴動に発展することを恐れ」ての石上派遣であつたと主張するが、⁽⁵⁾長期滞在がありえないとか石上に水田がないといった見方は個人の印象にとどまるもので、何ら具体的な根拠は示されていない。また「狂信者共の集会」の実在や、それが石上で行われる必然性や、その防止に金村が派遣された経緯などについても全く論証がなされず、説得力に乏しい。しかしその後当該歌とその研究史を論じた井ノ口史氏は、梶川・山田説を基本的に支持しており、それゆえ従来の班

田使説を「積極的に支持することはできない」とまで明言している。^⑤

このように近年は班田使説に批判的な見方も強まっており、通説の位置も安定的ではないことがわかる。少なくとも、これまでの通説においても、班田使説を積極的に主張すべき理由が示されてきたとはいえない状況であることは慥かである。

先述したように、集中には当該歌の他にも天平元年班田を題材とした歌が複数見られる。当該歌の位置を考えるには、それら関連歌の発想や表現との比較が必要となる。そこに共通性が見いだせれば、やはり班田使説は強化されることになる。そもそも、なぜ天平元年という年に限って、何度も実施された班田という土地制度上の事象が、複数の万葉歌に詠まれているのだろうか。その理由も併せて問われなければならないだろう。

三、甦る二十六年前の記憶

班田収授は、公地公民という律令国家の理念を体现するものであり、かつ律令国家の財政基盤をなすものである。田令の規定によれば、班田は六年に一度行われる。律令施行以後、数ある班田の経験の中で、天平元年の班田は、律令官人とその家族

にとつて、とりわけ強い印象を残す出来事であったことが推測される。というのは、次のような万葉歌の存在が、その経験の深さを雄弁に物語っているからである。

（天平勝宝七歳）十一月二十八日、左大臣、兵部卿橘奈良麻呂朝臣の宅に集ひて宴する歌三首

高山のいはほに生ふるすがの根の　ねもころごろにふりおく白雪
（20—四四五四）

右の一首は左大臣の作

天平元年の班田の時に、使の葛城王、山背国より薩妙観命婦等の所に贈る歌一首　芹子の裏に副へたり。

あかねさす昼は田たびて　ぬばたまの夜のいとまに採める
芹子　これ
（四四五五）

薩妙観命婦の報へ贈る歌一首

ますらをと思へるものを　太刀はきて　かにはの田ゐに芹子そ採みける
（四四五六）

右の二首は、左大臣之を読めりと云尔。左大臣は、

是、葛城王なり。後に橘の姓を賜りしなり。

右は、橘諸兄が、長男奈良麻呂の邸宅で開いた宴歌だとある。

三首のうち、後の二首が伝誦歌である。しかも伝誦したのが作者本人であるから、作歌事情の情報はきわめて正確だろう。その二首が天平元年の班田に際しての歌であり、そのとき諸兄(葛城王)は班田使に任ぜられ、山背国にいたのだという。

葛城王が臣籍に降下したのは天平八年のことである。天平元年にはまだ皇族であった諸兄は、その年の三月に従四位下から正四位下に昇叙され、九月に左大弁に任ぜられている。そして十一月に、臨時の官である班田使の兼務を任ぜられたことになる。妙観と諸兄の関係はよくわからないが、軽妙な歌のやりとりからは、親しい間柄であったことが想像される。諸兄の母は縣犬養三千代であり、光明皇后の母として後宮に絶大な影響力を有していたから、命婦として後宮にいた妙観との接点は何かとあったのだろう。なお光明立后がまさにこの年の八月である。妙観らに芹を贈ったというのは、後宮に贈ったということであり、間接的には異兄妹でもある皇后への贈り物であったとも考えられる。

諸兄がこの古歌を長男の邸宅で披露した勝宝七歳は、天平元年から二十六年も後になる。このとき諸兄が、なぜそんな昔の歌を持ち出したのかといえは、勝宝七歳がまさしく六年一度の班年であったからである。しかも十一月というのは、ちょうど

班田の作業が始まる時期であり、諸兄が班田使として多忙を極めた記憶が重ねられたのであろう。田令二十三条に班田についての規定があるが、そこに「十一月一日に至りなば、受くべき人を揃べ集めて、対ひて共に給ひ授けよ。二月の卅日の内に訖らしめよ」とある。

右の贈答は、芹を摘むという内容からすると翌天平二年初春の時期がふさわしいはずだが、出来事の記憶としては「天平元年の班田の時」の経験として脳裏に刻み込まれていたことがわかる。そして諸兄は、勝宝七歳十一月に班田が開始されたことを契機として、二十六年前の作を記憶の底から引っ張り出したというわけである。ちなみに天平元年の諸兄(葛城王)は四十四歳、勝宝七歳には七十一歳になっている。

もちろん諸兄が班田使に任じられた経験が天平元年のただ一度だけであって、それゆえにとりわけ印象深く記憶されていたということも考えられる。しかし、右の歌の存在理由ははたしてそのような個人的な事情だけに限定されるものなのだろうか。諸兄が二十六年前の旧作を披露したとき、宴席に集う人々の共感を得るつもりがあったのだとすれば、天平元年の班田が人々にとって印象深い出来事であったことがその前提となつていよう。天平元年班田が、諸兄個人の記憶だけにとどまらない

歴史的事件であったことは、他の万葉歌との比較によって明らかとなるはずである。

四、近距離の隔絶体験

旅先にいる男が、都にいる女性のもとに「つと」を贈るといふのは万葉集の通例であり、その際に、その物品をいかに苦心して入手したかということを諄く説明するのも、万葉集の通例であった。そうした発想法は後代にも引き継がれ、初春、寒さに耐え、袖を濡らして若菜や芹を摘む労苦を歌うこと（それによって献上行為の誠実さや真剣さをアピールし、相手に対する思いが通り一遍のものではないことを主張すること）は、古今集や源氏物語など、平安朝文芸にも広く観察できるところである。諸兄と妙観の贈答もそうした慣例的な発想形式に則ったものと見てよいし、二人が実際に男女の関係にあったかどうかは関係なく、発想としては、夫婦あるいは恋人の関係に擬しての贈答と見てよい。擬似的恋愛関係の仮構は、遊興的宴席歌の常套である。この贈答の軽妙さは、そうした遊戯性において理解すべきものであろう。

また、「芹」を贈ることについては、『列子』楊朱篇の「献芹」

の故事を踏まえたとも考えられる。その場合は、「野卑で粗末な贈り物（なのに勘違いし、得意げに贈る）」という自己卑下の寓意と諧謔も籠められていることになる。これもまた遊戯性の発露と見るべき要素であろう。

いずれにしても、諸兄の贈歌は、都で待つ家妻への思慕という「旅の歌」の発想形式を擬したものといえることができる。そうすると、やはり都にいる家妻への思慕を歌った金村歌との主題の共通性が見えてくる。金村歌はいかにも旅の歌らしい題材として、解かぬ「紐」や「丸寝」、褻れた「衣」といった、長期間におよぶ孤独と不如意の表象が歌われており、それらが「妹」に対する「恋ひ」へとひたすらに収斂してゆくという、わかりやすい構成を有しているともいえる。

しかし「旅の歌」の類型として金村歌を捉えたとき、ただちに不可解な点が浮上してくる。というのは、苦心の旅を歌いながら、その旅先が「石上布留の里」という、都から目と鼻の先にある場所だということである。石上は、かつて安康天皇の「石上穴穗宮」、仁賢天皇の「石上広高宮」が置かれた王宮の地でもあり、平城京からもたかだか徒歩数時間程度の距離しか離れていない。それなのに「磯城島の日本の国の石上ふるの里」などと大仰に歌われると現実との落差に拍子抜けするが、むしろ

その落差の喚起にこそ金村の計算があるのではないか。

「なれ衣」や「解かぬ紐」は長期間に及ぶ旅の常套句だが、ふつうは長期に及ぶ旅といえ、当然、遠征ということになるはずである。旅人と家人とを隔てる実測の距離が絶望的なまでに遠く、すぐに会うことが叶わないからこそ、その隔たりを超越すべくさまざまな旅の呪術が生み出され、また孤独を嘆く羈旅歌の哀愁も生み出されてきたわけである。だが金村歌は、「妹」のいる「京」が、石上の地から「直に見渡す」ことができる場所であることを素直に告白し、その距離が「遠からなくに」であるということまでも明言しているのである。

一見興を削がれかねないこの設定は、そのまま諸兄の贈答歌にも当て嵌まる。諸兄が班田使として勤務しているのは山背国であり、やはり平城京からはかなり近い距離の場所であることが改めて注目される。すぐ近くだからこそ、宮中に生の芹を贈るなどということも可能だったわけである。次に検討する大伴三中の天平元年歌も、班田使として勤務している場所は摂津国であり、やはり平城京からは指呼の間といつてよい。このように、天平元年班田関連の歌は、都から近い場所で起きている苦しい経験であるという点に共通する特色がある。

『続日本紀』天平元年十一月癸巳日条には「京と畿内の班田

使を任ず」とあり、天平元年班田使の任地が京域と畿内に限られていたことがわかる。都から近距離でありながら、帰宅できず、長期に亘る任務に携わらねばならなかったところに、天平元年班田使ならではの特異な労苦があった。万葉歌は、その特異な労苦を言語化しようとしていたのである。

五、文部龍麻呂はなぜ死んだか

金村歌や諸兄歌に加えて、さらにもう一首、天平元年班田に言及した万葉歌がある。

天平元年己巳、摂津国班田史生文部龍麻呂が自ら経き死ぬる時、判官大伴宿祢三中の作る歌一首 并短歌

天雲の 向伏す国の 武士と 云はるる人は 皇祖の 神の御門に 外の重に 立ち候ひ 内の重に 仕へ奉りて 玉葛 いや遠長く 祖の名も 継ぎ往くものと 母父に 妻に子等に 語らひて 立ちにし日より たらちねの 母の命は 斎忌戸を 前に坐ゑ置きて 一手には 木綿取り 持ち 一手には 和細布奉り 平らけく ま幸く座せと 天地の 神祇を乞い捧み 何に在らむ 歲月日にか 茵花

香へる君が には鳥の なづさひ来むと 立ちて居て 待
ちけむ人は 王の 命恐こみ おしてゐる 難波の国に あ
らたまの 年経るまでに しろたへの 衣も干さず 朝夕
に 在りつる君は いかさまに 念ひ座せか うつせみの
惜しき此の世を 露霜の 置きて往にけむ 時に在らずし
て

反歌

(3—四四三)

昨日こそ公は在りしか 思はぬに浜松の上に雲にたなびく

(四四四)

何時しかと待つらむ妹に玉梓の事だに告げず往にし公かも

(四四五)

天平元年十一月に摂津国の班田使に任命された大伴三中将、
下僚の丈部龍麻呂の自殺に衝撃を受けて作った歌である。三中
はこのとき班田使の三官に当たる判官であった。七年後、遣新
羅副使に選ばれたとき三中は正六位上であったから、天平元年
には従六位あたりをうろうろしていた頃であろうか。まだ若く
官位も低かった三中にとつて、直属の部下と言うべき史生の死
が衝撃的な出来事であったことは疑いなく、また自殺であるこ
とから監督責任を痛感させられることも一通りではなかつたろ

う。

「あらたまの年経るまでに」とあるので、龍麻呂の死は天平
二年春に入ってからのことと考えられるが、それを「天平元年」
の出来事として記憶しているのは、諸兄の歌と同様である。万
葉びとが揃つてそれらを「天平元年」の出来事として認識して
いるところにこそ、当事者ならではの経験的実感があると見る
べきであつて、それを事実誤認とするのは形式的で皮相な見方
である。龍麻呂の死は、「天平元年」班田の犠牲として、三中
の記憶に刻み込まれたのである。

なぜ龍麻呂は自死を選んだのか。その点について最も深く明
晰に解答を与えたのは、瀧川政次郎氏であつた。⁽⁹⁾氏は、龍麻呂
を「矛盾した班田法実施の犠牲者」であると言ひ、「彼を自殺
にまで追い込んだものは、精神的な苦悩であつたに相違ない」
と断ずる。その「精神的な苦悩」の内実として、班田の現場で、
百姓と直接対面しなければならぬ班田史生が「利害を異にし
る村民の板ばさみとなつて苦しまなければならなかつた」こと
と、利害が対立する「寺社権門」の激しい抵抗に遭つて憤激し、
疲弊したであろうことを推測する。班田使のなかでも組織の末
端に位置する史生が現場で最も苦勞をしたであろうことと、そ
れが単に時間的量的な激務であるのみならず、絶えず葛藤を抱

え、精神的に負担の大きい任務であったことを指摘したところに、瀧川氏のすぐれた創見があった。

三中は、龍麻呂を「あらたまの 年経るまでに しるたへの衣も干さず 朝夕に 在りつる君」と歌い、その業務がきわめて多忙であったことを述べる。これは金村歌の「紐解かず 丸寐をすれば 吾が衣たる 服はなれぬ」ともほぼ同想である。諸兄歌の「夜のいとまに採る芹子」、妙観歌の「太刀はきて…芹子そ採みける」も、着替える暇もないほどの業務の多忙ぶりを主張するものであろう。

また、班田使任命を、三中歌も「王の命恐こみ」と言い、金村歌も「大王の御命恐こみ」と表現している。歌われている内容は、多忙や孤独などの不満であり、明らかにネガティブな内容なのだが、その原因が「天皇の命令」にあると明言しているところに、反噬の呼気が感ぜられ、不穩の諷りを拭い難い。

さらに、妙観歌が「ますらをと思へるものを太刀はきてかにはの田ゐに芹子そ採みける」と歌うのは、「田ゐ」に関わる業務（それこそが班田使の任務である）が、太刀を佩く「ますらを」に似つかわしい仕事ではない、という揶揄を込めてのものであることは明白である。三中歌も、龍麻呂が「武士と云はるる人」であり「祖の名も継ぎ往くもの」であったと揚言してお

り、班田史生が「武士」らしからぬ業務であったことを言外に匂わせている。

つまり、王権に任命された職務ではあるが、その内容は誇りを保ちうるものではなく、ひたすら消耗し疲弊するようなものであったというのである。その憤懣の矛先は、もはや王権に向かいかねないものとなっていた。三中歌が訴えようとするものは、部下の龍麻呂に対する哀悼だけではあるまい。それは自身自身の不安と不満をも訴えるものでもあったと見るべきである。班田の現場がいかに疲弊し、いかに精神的に荒廃しているかを、一人の若者の死という具体的事例を通して朝廷に報告するという目的も三中歌にはあるのだろう。それは「報告」というより、「告発」と言うべきかもしれない。だとすれば三中歌は、憶良の「貧窮問答歌」や「令反惑情歌」などと同じく、士大夫による「述志」「言志」の歌として理解することができる。

六、天平元年班田の政策課題とアポリア

それにしても、奈良時代には何度も班田が行われているにもかかわらず、なぜ天平元年の班田だけがこれほどまで問題視されなければならないのだろうか。

天平元年班田が、他の班年とは異なる特別なものであったことは、万葉歌以外の資料からも窺い知れる。たとえば班田図の最古の年紀は、文献上では「天平元年」が初見となる（現存最古は天平七年のものになる^⑩）。これは天平元年以後、班田事業が技術的正確性を高めていったことの証徴となろう。その「正確性」を求められたということが、班田使にとってストレスの要因を成したと推測できる。

班田開始の半年前、『続日本紀』天平元年三月二十三日条には、この年の班田が特別なものになることがすでに予告されている。この日、太政官の奏に「班口分田、依令収受、於事不便。請、悉収更班」とあり、班田の全面的なやり直しが示唆されている。「不便」の実態については諸説あるが、「令」の規定と、実際の「事」との間に、何らかの不都合が生じていたことは確かであろう。

そして十一月七日、班田司任命に際して、次のような細かい実施規定を太政官が奏している。

- ① 親王及五位已上諸王臣等位田・功田・賜田、并寺家・神家地者、不須改易。便給本地。
- ② 其位田者、如有情願以上易上者、計本田数、任聽給之。以

中換上者、不合与理。縦有聽許、為民要須者、先給貧家。其賜田人先入賜例。見無実地者、所司即与处分。位田亦同。余依令条。

④ 其職田者、民部預計合給田数、随地寛狭、取中・上田、一分畿内、一分外国、随闕収受、勿使爭求膏腴之地。

⑤ 又、諸国司等前任之日、開墾水田者、從養老七年以来、不論本加功人、転買得家、皆咸還収、便給土人。若有其身未得遷替者、依常聽佃。自余開墾者、一依養老七年格。

⑥ 又、阿波国・山背国陸田者、不問高下、皆悉還公、即給当土百姓。但、山背国三位已上陸田者、具録町段、附使上奏。以外尽収。開荒為熟、兩国並聽。

⑦ 其勅賜及功者、不入還収之限。

まず、これだけ細かい規定を、令の規定とは別に指示しようとしていることに、この年の班田事業が、過去の事例とは異なるものになるであろうことが予期される。そして同時に、この細々とした規定が、班田使による現場での作業をますます煩雑で困難なものにしていったであろうことも、たやすく想像されるのである。

なぜこの年の班田は特別なものになったのであろうか。その

直接的契機は、右の太政官奏中にも言及される「養老七年格」、すなわち三世一身法の制定にあるだろう。天平元年班田は、三世一身法施行の成果を占う最初の機会となったわけである。

三世一身法は、一面では班田収授法の理念に背馳するようにも見えるが、他面、班田収授を貫徹するための苦肉の策であったとも評しうる。右の③の「賜田」班給規定にも「見に実地無くは」という文言が見られるように、口分田として班給すべき田地が、慢性的に不足していたわけである。「令」の通りにいかない最大の「不便」は、開墾地の不足であったと考えられる。

班田収受の完全実施のためには、まず口分田となる開墾地の確保が必須であった。養老六年四月の太政官奏に「膏腴之地良田一百万町」の開墾計画が提言され、その遂行のために翌年発令されたのが三世一身法である。「住吉の岸を田に墾り蒔きし稻」(10—二二四四)というような万葉歌は、急速に拡大する開墾事業を背景にしたものであり、いかにも良質な土地の不足を感じさせる。公地公民制の理念を自ら否定してまでも、現実の開墾と班給を優先させねばならなかった国家の苦悩が透けて見えるようである。形式や文書を重視する律令国家の理想と現実とはつねに背馳していたが、天平元年班田にもその撞着がさまざまな形で露呈したということだろう。

平城京城内には班給される田地がなく、都市居住民の口分田はすべて都市郊外に班給された⁽¹²⁾。坂上郎女歌の題詞に見られる「跡見の庄」や「竹田の庄」なども、そうした郊外の田地であろう。それでも不足する分は、さらに遠隔地に班給されることになった。そのため畿内では遠隔地ですら土地が不足することになり、さらに畿外へと範囲を広げることになったのだろう。④の「一分畿内、一分外国」は、そうした実態を反映した規定である。しかし、支給される側にしてみれば、管理すべき土地の分散は不便この上ないものであったはずである。

さらに班田収受の実際を困難にしていた要素としては、②や④に言及される土地の沃瘠の問題があった。②では、上田と上田の交換は認めるが、中田と上田の交換は認めないとしている。それでも例外を承認しているのは、実際には強引な交換が横行していたことを示しているよう。④には職田を、土地の広狭と沃瘠とのバランスを勘案して班給することが指示されており、それはすなわち土地の広狭と沃瘠に対する不平不満が大きかったという現実を暗示している。だからこそこの規定が、「膏腴の地を争ひ求める」ことの抑止として定められているわけである。数少ない「膏腴の地」をめぐる争奪が熾烈であったということとは、土地の沃瘠がそれだけ収獲量を大きく左右するもので

あつた現実を示唆するものであり、かつ租税の量的ノルマが死活的問題となる現実を示唆するものであつたと言える。班田収授の理念は公平性を目指すものであつたはずなのだが、現実の地質・地形の自然地理的条件は均質ではなく、結果としてさまざまな不平等不公平が出来したのである。後世、とくに地方においては土地の環境的差異にも一定の配慮が加えられていくことになるが、天平元年の畿内においては、不平等を顧慮するような時間的精神的余裕はなかつたろうと推測される。

不平等と言えば、三月の太政官奏では全面的なやり直しが示唆されていたはずなのに、十一月の官奏の①では、最初から特別扱いの枠が用意されているのである。土地が不足しているからこそ、班田の全面的なやり直しが企図されたのであろうが、権門や寺社の田地は温存させるといふ不平等な方針では、ただでさえ困難な事業が、さらに理解・協力を得られにくくなったであろうことが想像される。

こうしたもろもろの矛盾や破綻、計算通りにはいかない現実が、班田使たちを苦しめることになった。瀧川氏は、天平元年時には班田使が校田も行わなければならなかつたとし、また虚偽記載の多い籍帳の確認も行ったとする。さらに、土地の沃瘠、家との距離、灌漑設備などさまざまな条件を考慮して、すべて

の受給者が満足するような「公平な班田」は不可能であり、にもかかわらずその実施を迫られ、農民と交渉しなければならなかつたことが龍麻呂の心労を深めたと推測する。

国家財政の立て直しという喫緊の課題のため、いささか性急に進められた土地制度の改革と、耕地の測量、戸籍の確認などの正確性の追求とが、天平元年班田を前例のない過酷な業務に仕立てていったと考えられる。その結果、難波では丈部龍麻呂が縊死を遂げるに至つた。山背では、⑥にあるようにさらなる業務負担も加わり、諸兄の疲労の色は一段と濃くなつたことであらう。平城京郊外の石上の地に長期滞在していたという金村歌の語り手もまた、都を目前にしつつも、自宅に帰ることができずにいたというのは、この年の班田業務の煩雑さ過酷さを物語るものとして理解するのが至当であらう。

集中には、「石上布留の早稲田」を歌うものが二首（七一—七三、九一—七六八）見られる。わずかに二首とはいえ、そのような措辞が類型的表現として成り立ち得た（当時の人々に共通認識として受け容れられた）ということは、石上布留という地の一般的印象として、稲田の占める比重が決して小さくはなかつたということを示しているよう。従つて、石上の地には、陸田・山田も含めて、公収・班田が可能な耕作地が意外に広く

存在していたと考えられる。^⑤

しかし一方で、石上の地は有力豪族物部氏（石上氏）の本貫であり、石上神宮（石上坐布留御魂神社）の「神家地」であった。①に言う「神家地」の優先を確保しつつ、その隙間にある良田を公収するという任務は、複雑に絡み合う権利関係を整理し、曖昧な境界を裁断してゆくという心労の多い業務であったと想像される。石上氏の側から見ても、特権を確保されているとは言え、全面的な公収・校田・班田のやり直しが影響するところは大きかったはずであり、さまざまな負担が生じていたことが想像できる。

石上という至近の距離にいながら都に帰ることができないという嘆きは、当該金村歌が有する異様な要素である。その異様な要素こそが、「天平元年十二月」という時の特異性と、「石上布留」という場所の特異性から生じているものと理解すべきであろう。こうした金村歌の背景にある事情を、同時代人ならば鋭く看取しえたはずである。

天平元年の班田制度改革は、国家財政の観点からは必然的なものであったろう。しかし、それぞれの土地の実質的支配者や、口分田を支給される農民や、その業務を執行しなければならぬ班田使にとって、そうした改革が齎す労苦や精神的痛苦は決

して小さなものではなかった。食糧生産という死活問題に直結しているだけに、利害の主張は勢いエゴイステックなものとなり、わずかな制度上の矛盾や遺漏が、決定的な対立や破滅を招くこともありえたはずである。龍麻呂の死そのものは、一人の、無名の、若者が自殺したという出来事でしかないが、その背後には無数の「龍麻呂たち」がいるという事実と、今後「第二、第三の龍麻呂」が出るかもしれないという危惧とを、中級官人大伴三中は、現場の責任者として訴えたかったのではないだろうか。

丈部龍麻呂はなぜ死んだか？ いや、三中に言わせれば、丈部龍麻呂は誰に殺されたか、という劇しい問いが、龍麻呂挽歌には伏在しているのではなからうか。こうした三中歌の深刻さに較べれば、諸兄の贈答歌や金村の相聞歌はかなり気楽なものにも見えようが、やはりそれぞれに業務の苦痛と制度の矛盾を訴えた「述志」の歌として読み直されなければならないということが、本稿の帰結ということになる。

七、むすび——出来事とその換喻

橘諸兄（葛城王）・大伴三中・笠金村は、それぞれ身分家柄

経歴の高下優劣はあるものの、いずれも律令官人としてその生涯を送った。彼ら律令官人が「歌う」ことの意味はどこにあるのか。最後にそのことを考えてみたい。

まず、律令期の日本においては、個人が心情を表現・発信することが可能な媒体というものが、ほぼ「歌」しかなかったという歴史的状况を顧慮しなければならぬだろう。心情を表現するものとしては漢詩も存在したが、日本語話者にとっては制約の多い表現手段であり、広がりを持ち得なかった。律令官人が「歌う」理由としては、単純にそれしか「思いを陳べる」手段がなかったということが挙げられる。

しかし、「歌」という表現手段は、どこまでも自由に個人的心情を述べることを許容するものではなかった。「歌」は、発想と表現の型という制約の中でしか心情を述べることを許さなかったのである。たとえば、万葉においては、家族愛とか友情（友愛）といった人間的な愛情一般を述べるときには、「男女間の恋愛（性愛）」の擬制または擬態という表現方法を選ぶしかなかった。親子愛や兄弟愛、親密な仲間意識といった種類の感情は、恋愛という喩を用いてしか語り得ないものとされていたわけである。

人間の感情にはさまざまなものがあり、その中にはたとえば

社会の不正や権力の横暴に対する怒りなどといったものもあるわけだが、たとえそのような感情を万葉時代の人々が抱いたとしても、そもそもそれを適切に表す「ことば」がなかった。王権讃美のことばはさまざまに工夫されたが、政治や社会に対する批判や意見を述べようとしても、その手段も、媒体も、形式もなかった。与えられた唯一の表現手段は「歌」であったが、その「歌」で複雑な感情や自分に固有の感覚を述べようとしても、それらは「淋しさ」とか「恋しさ」とか「悲しさ」といった既定の情緒へと変換されてしまうことになる。

だが、逆に言えば、そうした類型的な抒情性こそが固有の経験の「換喩」でもあったということになる。たとえば、金村の天平元年十二月歌に歌われていることは、結局「妻恋しさ」の情でしかない。それゆえにこの歌は相聞に部類されたわけである。しかしそこに歌われた孤独感、焦燥感、疲労、寒さ、徒労感などは、天平元年班田という出来事の喩として読むことができるのではないか。「近距離の隔絶」や、石上の地での長期逗留が、金村個人が実際に体験した「事実」であったかどうかは問題なのではない。⁽¹⁵⁾そこに歌われた閉塞感や絶望感が、天平元年班田という事業そのものが抱えていた制度的問題の喩なのである。

三中の龍麻呂挽歌にしても、一人の前途有為な青年の自死という一例を以て班田業務全体の過酷さを示唆するという意味では、天平元年班田事業そのものの換喩としても読みうるだろう。三中の「悲しみ」は、龍麻呂だけに寄せられたものではない。夜の暇に芹を採るという諸兄の歌も、それを着替えもせず、立派な刀を腰に佩びたままで芹を摘んでいるという妙観命婦の歌も、やはり班田業務の慌ただしさと煩雑さの喩として理解すべきではないか。これらに表現された感情の質は万葉歌一般と何ら変わるところはないが、「天平元年の冬」という固有の時間設定をそこに重ねたとき、ある歴史的体験が齎した心理的痛苦の換喩として「恋しさ」や「淋しさ」や「悲しさ」が歌われていると見ることができる。

こうした換喩性は、万葉歌の表現技術の限界というよりも、そもそも現実の出来事そのものを正確かつ完全に言語化することとはできない、という言語の宿命に根差すものであろう。どのような経験であっても、それそのものを言語化することはできない。まして言語化したい部分が出来事の経過ではなく、そこに生じた矛盾や、それに対する違和感や不満であった場合、それを適切に言語化することはきわめて困難であると言ってよい。その、霧々とした感情、割り切れない思いといったものは、

それに類似・近接する「別のもの」によって置き換えるしかない。文学とは、そのようにして「表象不可能なもの」を喩的に表象する言語形式なのである。

律令官人にとつての「歌」とは、そのようなものであったと私は考える。唯一の、しかし不完全な表現手段を通じて、葛城王のような皇族も含め、自身がまさしく体制の一部でもある律令官人たちは、実に日本流の、迂回のかつ隠喩的な「述志」「言志」を試みたのではなかったか。天平元年班田に関わる複数の万葉歌の存在は、そのような古代日本の文学状況を示唆するものであり、さらには、「情という喩」を「官人の言説」として再読する必要性を訴えかけてくるものだと言えよう。「歌」という表現手段の時代的制約と限界とを見極めつつも、なおその「志」を精細に読み解くべき可能性と意義が、万葉集にはまだ多く残されていると思われる。

注

(1) 万葉集が自覺的に詠作年次を記載しようとするこの意味については、渡部修「歌の年次」(『國學院雜誌』101巻4号、平12・4)が鋭く問題化している。

(2) 万葉集という編纂物が、複数の原資料の多様な表記や書式を意識的に

- 温存させる編集方針を有していたことについては、拙稿「漢字文化と歌集編纂」(『文芸と批評』9巻7号、平15・5)に論じた。
- (3) この点については、村山出「笠金村の天平元年十二月歌」(『万葉集研究 第二十九集』塙書房・平19)も、「題詞の『天平元年己巳十二月』は、作歌動機となった公事に対する金村の記録意識から出たものと考えられ、軽視できないと思われる」と述べている。
- (4) 梶川信行「笠金村と石上乙麻呂」『越道の望郷歌群』『万葉史の論笠金村』(桜楓社・昭62)
- (5) 山田弘道「天平元年十二月の笠朝臣金村の歌」(『古代文化』36巻7号、昭59・7)
- (6) 井ノ口史「金村の巻九・相聞長歌二首」(『セミナー万葉の歌人と作品 第六巻』和泉書院・平12)
- (7) 班田収授法に関する研究は枚挙に暇なく、明治期から昭和五十年頃までの研究史だけでも村山光一「研究史 班田収授」(吉川弘文館・昭53)の一冊に纏められるほどであるが、最も代表的かつ古典的な研究書として、今宮新「班田収授制の研究」(龍吟社・昭19)と、虎尾俊哉「班田収授法の研究」(吉川弘文館・昭36)の二冊を挙げておく。
- (8) 金村歌の舞台に「石上布留」が選ばれた理由としては、梶川氏注4書など石上乙麻呂との関係を推測する見方が多いが、倉持しのぶ「『うつせみの世の人なれば』」(『国語国文研究』145号、平26・6)は、この地名に相聞的イメージを読み取ろうとしている。
- (9) 瀧川政次郎「班田史生文部龍麻呂の死」『万葉律令考』(東京堂出版・昭49)
- (10) 岸俊男「班田図と条里制」『日本古代籍帳の研究』(塙書房・昭48)
- (11) 今宮氏注7書は、班田収授の制度設計そのものに崩壊すべき欠陥が構造化されていたとの見方を示し、また度重なる墾田私有令は口分田の不足を補う目的ののではなく、制度崩壊を加速させたと見るが、吉田孝「律令国家と古代の社会」(岩波書店・昭58)は、墾田私有令が律令を否定するものではなく、むしろ制度を補完べく施行されたとしている。おそらく制度と現実がつねに矛盾対立するものであり、その矛盾の中に現実的妥協点を見出していくほかはないのであろう。しかし班田業務の現場では、理念の当否とは無縁なところで矛盾が生々しく露呈することになるわけである。
- (12) 浅野充「律令国家における京戸支配の特質」(『日本史研究』287号、昭61・7)
- (13) 山田氏注5論が石上布留の地が狹隘で水田は少ないと断じたことに對しては、村山氏注3論は「誤解」だと指摘しており、また陸田班給の可能性にも言及している。なお布留の地は後に天理教発祥の地となるが、その教義が「泥田」から発想されていることも注意されてよい。
- (14) 川崎庸之「大伴三中的の歌」(『文学』15巻1号、昭22・1)は、龍麻呂の自殺を、あたかも王権を超越する英雄的行為のように捉えており、また特権的な地位にある三中には「官人としての埒を越えて、一個の人間としての共感を示し得なかった」と評しているが、こうした図式的表層的な理解は、歴史の現実を無視し、事態の本質を全く捉え損なっている空論としか思えない。本稿の結論は、川崎氏のような皮相な評価に対する異議申し立てでもある。
- (15) 土屋文明「私注・新大系・金井清一『全注卷九』・岩波文庫(新版)は、天平元年十二月歌が金村自身が班田使を経験したわけではなく、班田使に仮託した代作歌であろうと指摘する。たしかに金村には女性仮託の歌があり、「宮廷歌人」として「宮廷社会のフィクションへの好尚」に応える「代作性・仮託性」を有する歌人であるとの評価(身崎壽「笠金村論」注6前掲『セミナー万葉の歌人と作品』所収)もある。だが、たとえそのとおりであったとしても、公私に引き裂かれる班田使の苦悩は、律令官人笠金村にとってリアルなものであったはずである。貴

人の代作とは一線を画する「弱者の代弁」は、山上憶良の「代作性」にも通じる「述志」的志向として読み取られるべきであろう。